

日雇派遣労働者の方へ

～ 日雇労働求職者給付金について～

1 日雇労働求職者給付金とは

日雇派遣で働く方が派遣会社に予約登録していたが派遣されなかったときに、雇用保険の給付金の一つである日雇労働求職者給付金を支給して、その方の生活の安定を図りながら、より安定的な就職に向けた支援をします。

2 日雇労働求職者給付金を受け取れる日雇派遣労働者の方（雇用保険日雇労働被保険者手帳が交付される方）

就労支援とセットで行う日雇労働求職者給付金の支給は、次の(1)と(2)の両方にあてはまる方に行います。

(1) 現在、日ごとの雇用契約により派遣労働を行っている方（30日以内の期間を定めて雇用され、派遣労働を行っている方も含みます。）

(2) 今後、より安定的な就職を希望している方、または ハローワーク（公共職業安定所）が、より安定的な就職に対する意識を高められ支援できると判断した方

同じ派遣会社で週20時間以上働く状態が一定期間続くと、その派遣会社で一般被保険者として雇用保険に加入できる可能性が出てきます。一般被保険者になると、雇用保険日雇労働被保険者手帳は交付されません。

上記(1)又は(2)にあてはまらない方への雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付については、ハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。

3 雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付

上記「2」にあてはまる方は、本人の住所地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に、雇用保険日雇労働被保険者資格取得届（届出様式はハローワーク（公共職業安定所）をご用意しています。）、住民票の写しなど住所を確認できる一定の公的書類、日雇労働被保険者派遣登録証明書（労働者本人が、日雇派遣を受けている全ての派遣会社に対して発行を求める必要があります。届出様式はハローワーク（公共職業安定所）をご用意しています。）を提出して、雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付を受けてください。

4 雇用保険日雇労働被保険者手帳を交付された方が日雇派遣で働いて賃金の支払いを受けるときは、必ず派遣会社到手帳を提出して、賃金を受け取るときに、雇用保険印紙を貼ってもらってください。

派遣会社に雇用保険日雇労働被保険者手帳を提出しないと、雇用保険印紙を貼ってもらえず、日雇労働求職者給付金を受けられなくなることがあります。

5 日雇労働求職者給付金を受け取る資格

派遣会社に予約登録していたが派遣されなかった月の前月と前々月の2ヶ月間に、合わせて26枚以上の雇用保険印紙が手帳に貼られているとき、その月に日雇労働求職者給付金を受給する資格が生まれます。

6 日雇労働求職者給付金を受け取るためには

受給資格がある月に失業し、日雇労働求職者給付金を受給しようとする場合は、失業した日の指定時間（ハローワークによって異なります。）までに指定されたハローワークに来て、雇用保険日雇労働被保険者手帳、労働者派遣契約不成立証明書（失業の日の前日までに、派遣会社に対して、労働者本人が発行を求める必要があります。本人が派遣されることを辞退した場合は発行されません。）失業の認定（及び不就労日）に関する届書を提出して、毎回、より安定的な就職のための職業相談などを受けたうえで、その日の「失業の認定」を受けなければなりません。

厚生労働省 三重労働局 ハローワーク（公共職業安定所）

日雇労働被保険者手帳 (雇用保険被保険者手帳) の 交付を受ける日雇派遣労働者の方へ

日雇労働被保険者手帳を交付された方は、日雇派遣で働いて賃金の支払いを受けるとき、必ず派遣会社に日雇労働被保険者手帳を提出して、印紙を貼ってもらってください。

派遣会社に日雇労働被保険者手帳を提出しないと、印紙を貼ってもらえず、給付金を受けられなくなることがあります。

派遣会社に予約登録していたけれども派遣されなかった月の前月と前々月の2ヶ月間に、合わせて26枚以上の印紙が手帳に貼られているとき、その月に給付金を受け取る資格が生まれます。

給付金を受け取る資格がある月に失業して、給付金を受け取ろうとする場合は、失業した日の指定時間に指定された安定所に来て、日雇労働被保険者手帳、労働者派遣契約不成立証明書(失業の日の前日までに、派遣会社に対し、労働者本人が発行を求めなければなりません。本人が派遣されることを辞退した場合は発行されません。)

失業の認定(及び不就労日)に関する届書を提出し、失業の認定を受けてください。毎回、より安定的な就職のための職業相談などを行った後に、給付金が支払われます。

- 1 職業相談は毎回行いますが、1週間から2週間に1回程度の指定する日には、より安定的な就職のための綿密な職業相談を行います。
- 2 ハローワーク(公共職業安定所)が行う職業相談(綿密な職業相談を含みます。)を受けることを拒否した場合、失業の認定は行われず、給付金は支払われません。
- 3 各週(日曜日から土曜日)のうち、最初に働けなかった日(不就労日)には、給付金は支給されません。
- 4 との様式は、ハローワーク(公共職業安定所)でご用意しています。

同じ派遣会社である程度続けて働くと、「日雇労働被保険者」ではなく、その派遣会社の「一般被保険者」として雇用保険に加入できる可能性があります(週の労働時間が20時間を超える月が2ヶ月続くとその可能性が高くなります。)。一般被保険者のことについてご不明な点は、三重労働局職業安定部職業安定課給付係(電話:059-226-2305)またはハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

日雇労働被保険者手帳が交付された後は、すみやかに指定されたハローワーク(公共職業安定所)に来て求職申込みを行ってください(求職申込みのときには、「日雇労働被保険者派遣登録証明書」の写しが必要です。)

ハローワーク(公共職業安定所)では、日雇派遣労働者の方がより安定的な職業に就けるようさまざまな支援を行っています。

ご質問、ご相談は、失業の認定を受けるときの職業相談時はもちろん、随時受け付けていますので、積極的にハローワーク(公共職業安定所)をご利用ください。

日雇派遣労働者を雇用する派遣元事業主の方へ

雇用する日雇派遣労働者から日雇労働被保険者手帳が提出された場合は、ハローワーク(公共職業安定所)に印紙購入通帳の交付申請を行って、郵便局で「雇用保険印紙」を購入し、印紙を貼付するなど所定の手続きを行ってください。

印紙購入通帳がないと「雇用保険印紙」は購入できません。

契約上、日雇または30日以内の期間を定めて雇用している労働者であっても、実質的に継続的な雇用を行っている場合は、一般被保険者となる可能性がありますので、雇用する日雇派遣労働者が一般被保険者にあたる場合は、雇用保険資格取得届の提出など所定の手続きを行ってください。

特に、同一の派遣元事業所での週所定労働時間が2ヶ月続けて20時間を超える場合は、一般被保険者にあたる可能性が高くなります。

雇用する全ての日雇派遣労働者(日雇労働被保険者手帳が交付されていない方も含みます。)の方に、日雇労働求職者給付金などの雇用保険制度についての周知にご協力ください。

日雇派遣労働者が一定の要件を満たした場合、**労働者本人**がハローワーク(公共職業安定所)に対して定められた手続きを行って、日雇労働被保険者手帳の交付を受ける必要があります。

日雇派遣労働者の方向けのリーフレットをご用意しています。

またリーフレットは、三重労働局ホームページ(<http://www.mie.plb.go.jp/>)から閲覧やダウンロードが可能です。労働者の方への手渡し、郵送、電子メールによる送付などの周知にご協力をお願い申し上げます。

雇用する日雇派遣労働者が一般被保険者にあたるかどうかなど、雇用保険の適用についてご不明な点については、三重労働局職業安定部職業安定課給付係(電話:059-226-2305)、または事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)にご相談ください。

厚生労働省 三重労働局 ハローワーク(公共職業安定所)